

水俣学通信

第 32 号
2013.5.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



2013年4月16日溝口訴訟最高裁判決（写真 客員研究員 牧口）

目 次

原田追悼： 「限りなく」……………	2
	萩原修子
論説： 「最高裁、水俣病認定義務づけに断を下す」……………	3
	花田昌宣
報告： 「低濃度放射性物質曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査（健康調査）を行っています」……………	4
	頼藤貴志

「トヨタ財団社会コミュニケーションプログラムによるシンポジウム開催」…	5
	中地重晴
「第8回水俣病事件研究交流集会」…	6
	藤本延啓
平成25年度科学研究費補助金採択結果…	6
宮澤信雄さん、松本勉さんの資料の受贈…	7
シンポジウム： 「胎児性水俣病が問いかける—公式認定50年後の今日から」……………	7
今後の活動予定、水俣学研究センター日録…	8

《原田正純先生追悼》

限りなく

熊本学園大学商学部
(水俣学研究センター研究員) 萩原修子



先生への追悼文として、多くの方々が先生の多岐にわたる業績について記されておられるので、私は極めて一方的で個人的な思いを記そうと思う。

原田先生の訃報は、本当に信じられなかった。先生とお話しできた最後の機会は、昨年1月の「水俣病事件研究交流集会」であったが、「もう片足が棺桶だもんねえ」と、にこやかに笑いながらおっしゃっていたときも、「そんなはずはない」と固く思い込んでいた。実に奇妙な感覚で、一笑に付されそうであるが、私にとって原田先生は「去られるはずがない」方だった。人の命は限りがあるものと理解しているものの、原田先生に「限りがある」とは信じていなかった。なぜそう信じていたのか、今しみじみ思い返す。

先生と初めてお会いしたのは、私がまだ九大の大学院生だった頃である。当時、水俣に関心を持ち始め、原田先生の『水俣病』を読んで、ぜひお話を聴けたらと思ったのがきっかけである。熊大で極めてお忙しかったはずの先生に対して、一面識もないまま厚かましくも依頼のファックスをお送りした。お断りされるだろうと諦め半分でいただいたお返事には、ご快諾と「水俣に心を寄せてくれてありがとう」との言葉。学問の対象として「分析する」とか「研究する」とかの用語しか持ち合わせていなかった当時の私にとって、先生の「心を寄せる」という表現には、心底驚嘆した。

私が大学院生であった当時、宗教学や人類学は、どこかしら、研究対象があたかも流行の思想を検証するための場にすぎないような論考がもてはやされていた。私は、それへの反感や居心地の悪さを感じながら、なぜそれに異を唱えるのかうまく言語化できないでいた。そんな中で、先生のこうした表現から気づかされたのは、「何のために研究するのか」「いかに研究するのか」という逡巡こそが、「問い」の根源であるはずということだ。思えば、のちの「水俣学」の一端に私が初めて触れたときのことである。

原田先生との出会いは、私にとって、その後の研究対象に向かう際の決定的な道標となった。そして、研究室の後輩とともに熊大で先生のお話を聴く機会を得たわけだが、お願いした1時間程度を大幅に上回る3時間の熱い講義を受講することができた。とても贅沢な時間であった。

その後、うれしいご縁があって、本学で再び先生にお目にかかれた。「水俣学」のメンバーとして私は末

尾でよちよちついていくばかりではあったが、貴重な機会をたくさん与えていただいた。

また、今更言うまでもないが、先生を慕う方々は本当に数知れない。「原田先生がお見えになると、原始の野原に解き放たれたような、のびのびとした温かい広々とした気持ちにみんななるらしく」、「人はいかに生きるかというお手本を・・・ご自分の存在をもって教えていただいた」。これは石牟礼道子さんの弔辞であるが、私の中に心底しみわたった言葉である。人が人に対して向かうときのあり方＝「倫理的である」とは、原田先生のような生き方なのではないかと思われた。

さらに、原田先生はご自分の病気とのつきあい方、死への向かい方、そうした生き方そのものが、宗教学を学ぶ私にとって、また一つの驚嘆であった。お聞きしたところによると、延命治療をなさらなかったということ。そして、最後までにこやかに、患者さんや水俣病事件の今後を案じながら、人生を全うされたこと。死を前にした人間は、どのような方も、じたばたしたり、宗教的な道に目覚めたり、いろいろなものにすがったりするのがごく自然なあり方なのではないか。宗教とは、そういう人間の限界と対峙するものとして存在する部分があるのではないかと私は考えていた。しかし、お聞きしたところの原田先生は「科学者」として、「人間」の次元で、他者を案じながら、極めて倫理的に人間としての生を終えられた。そこに、宗教的なものが介在する余地などあるのだろうか。こうした倫理的なるもの、宗教的なものについてつらつら考える折に、浮かんでくる原田先生の温顔を、熊日新聞で高峰武さんが「お地藏さん」と表現されていた。私にとって大きな示唆であった。

この世界で「お地藏さん」のように、他者を助け他者の中で奔走しつづけた原田先生は「生きる」ということ、「死ぬ」ということをどのようにお考えだったのだろう。そして、先生のように、この世界で倫理的に生を全うすることはいかにして可能なのだろう。先生の温顔を想い、まだ私は問いかけている。

私のような一方的な思い出をもつ人間でさえこんなことから、先生と交流のあった多くの方々はいわんやである。それぞれの方が、先生にご自身の問いを問かけ、答えを探し、また問い続けておられるにちがいない。先生との対話は、こうして「限りなく」続いていく。やはり、原田先生には「限りがない」。

《論説》

最高裁、水俣病認定義務づけに断を下す

水俣学研究センター長 花田昌宣

1973年の水俣病第一次訴訟勝訴判決から40年目の今年、4月16日、最高裁は、水俣の溝口秋生さん、大阪のFさんが水俣病認定を求めて争っていた行政訴訟で、いずれも原告勝訴の判決を下した。新聞各紙とも大きく報道しているのでご承知のことと思う。

この裁判で何が問われていたのか

溝口さんは、福岡高裁で勝訴（認定義務づけ）し、大阪のFさんは大阪地裁で勝訴し高裁で敗訴していた。この2つの訴訟について、上告を受理した上で最高裁は同じ第三小法廷で審理することとし、口頭弁論を3月15日という同一日に設定し、判決も同一の日とした。つまり裁判所として認定問題に統一的判断を示すとしていた。

そもそも、この訴訟で争われていたのは、本質的には水俣病認定の基準であり、誰を水俣病とするか、ということであった。それは単に症候の組み合わせを列記した判断条件の適否にとどまらず、認定制度そのものを争うということであったはずである。

溝口さんの場合は、母チエさんが1974年の認定申請後、1977年未検診のまま死亡したケースであり、資料のない場合にどのように認定審査するのか、が問われていた。もちろん、3年の間に検診を受けることのないまま亡くなったこと、その後の資料が何らなかったことも熊本県の責任であるということもまた争点であった。

一方、Fさんの場合は、関西に移住した水俣病患者たちの損害賠償請求訴訟の原告であり、2004年の最高裁判決で水俣病と認められたにもかかわらず、その後、行政不服審査で水俣病ではないとされていたケースである。損害賠償請求と行政認定の乖離をどう判断するのが争点の一つであった。

いずれにしても、問われているのは、水俣病ではないと判断を下した行政の責任であった。

判決は、まず、司法審査のあり方として、裁判所が事実認定をして判断を下しうるとした。これは熊本県側が、判断条件や認定審査は高度に学術的な専門家によってなされており、司法ができるのは、審査過程の錯誤や手続き瑕疵などに限られると主張したことに対する裁判所の判断であった。第二に、いわゆる審査基準としての「1977年判断条件」は不十分であり、判断

条件を満たさなくても水俣病と認定される余地はあり、感覚障害のみ水俣病もあり得るとした。

そしてその結論として、熊本県が水俣病認定申請を棄却した判断は間違っており、溝口さんについては福岡高裁判決を維持して、水俣病と認定せよとの判決を下し、Fさんについては、水俣病ではないとした原審は違法であり、大阪高裁への差し戻し、つまり実質的には水俣病と認めた判決を下した。

判決の意味と行政の責任

さて、この裁判では果たして認定基準（判断条件）だけが争われていたのだろうか。問われていたのは本来、水俣病と認定されるべき人を認定せず、溝口さんの場合は検診や審査をせず21年にわたり放置したまま、棄却処分を下し、さらに最高裁まで争い続けたという事実とその責任である。福岡高裁で完敗したにもかかわらず、「行政の根幹にかかわる」として最高裁に上告した責任は大きい。Fさんの場合は、司法認定と行政認定は異なると言い放ち、最高裁まで争ったのである。

ここで、はっきりといえるのは、行政は被害者救済の姿勢と補償の責任を見せることなく持つことなく、被害者不在のまま、争い続けたということである。

何よりも忘れてはいけないことは、当該のお二人はもうこの世におられないということである。亡くなってから認定されるという痛みを行政官僚は理解しているのだろうか。

判決後、3日を待たず、環境省は「判断条件の正当性は認められたのであるから、認定基準を見直す必要はない」という見解を早々に示した。あたかも、この最高裁判決がなかったかのような耳を疑うものであった。

司法上の争いにはいうまでもなく限界があり、すべてを司法に期待することはできない。原告たちが主張していたのは、水俣病と認めよということであり、認定基準（判断条件）そのものの違法性であった。実質的に裁判所はそれを認めたのであるが、かといって新たな認定基準を示した訳ではなかった。むしろ、司法は行政にボールを投げたのである。敗訴した行政はそのボールを正面から受け止め、認定審査のあり方や基準そのものの再検討に入るべきなのである。水俣病の被害者にこれ以上の負荷をかけてはならないのである。

《報告》

低濃度放射性物質曝露と自覚症状・疾病罹患の
関連に関する疫学調査(健康調査)を行っています岡山大学大学院環境生命科学研究科 頼藤 貴志
(水俣学研究センター客員研究員)

私は、岡山大学大学院環境生命科学研究科に所属しており、熊本学園大学の中地教授、広島大学の鹿嶋助教、岡山大学の同じ研究科に所属する津田教授、時信研究員とともに、双葉町を中心とした健康調査「低濃度放射性物質曝露と自覚症状・疾病罹患の関連に関する疫学調査」に関わらせてもらっています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、近隣住民の健康影響への不安が募っています。ご存知の通り、福島県においても福島県立医科大学を中心として、県民健康管理調査が行われています。福島県の県民健康管理調査では、線量を把握する為の基本調査(2011年3月11日県内居住者対象)、健康状態を把握するための①甲状腺検査(18歳以下の全県民対象)、②健康調査(避難区域等の住民対象)、③こころの健康度・生活習慣に関する調査(避難区域等の住民対象)、④妊産婦に関する調査(県内の母子健康手帳交付者対象)が実施されています。とても大規模で、今後も継続されるべき調査であると思いますし、調査結果を被災された方々だけでなく、国民全体にフィードバックする必要があると思います。また、外部からの批判的吟味を受け入れ、可能であればデータを匿名化した後に公表し、様々な研究者がデータを共有・解析し、健康影響に関して議論していく環境を作るべきだと思います。

旧埼玉県立騎西高校内に避難している
双葉町役場埼玉支所

この県民健康管理調査はとても有益な調査だと思う一方、質問票回収率の低さ、比較対照地域設定の欠如、横断調査的側面などの欠点があるような印象を受けます。私も、双葉町のアドバイザーとして、福島市で今年3月9日に開催されました専門家意見交換会に参加させて頂きましたが、調査によって、小児に肥満や高血圧などが高い割合で観測されたという発表がありましたが、観測された結果を比較しうる資料がなく苦慮されていらっしゃいました。

私たちは、県民健康管理調査ほど大規模には出来ませんが、上述の県民健康管理調査の欠点を補うべく、双葉町だけでなく、宮城県丸森町筆甫地区、滋賀県長浜市木之本町と3か所を研究対象地域とし健康調査(疫学調査)を行っております。調査は、双葉町が主体となって、滋賀県長浜市旧木之本町自治会、福島県双葉町を支援する会、宮城県丸森町筆甫地区、熊本学園大学、岡山大学大学院環境生命科学研究科の我々の研究室が協力し、東日本大震災復興支援財団の支援を受け実施しております。具体的には、対象地域3か所で健康状態に関する調査票を配付し、町民の方に回答・返送していただくことを同時期に行い、その3か所の健康状態を比べ、どのような健康状態が被ばくや避難生活によるものかを把握しようと考えております。また、双葉町の町民の方の解析では、事故後の外部・内部被ばくとの関連も評価しようと考えています。質問票中心の調査にはなりますが、県民健康管理調査ほど詳細に血液データなどは測定できませんが、研究に参加して下さる方の自覚症状をより把握すること、甲状腺疾患だけでなく様々な疾患の罹患を把握すること、比較対象地域の設定をしっかりと行えることが出来ればと考えております。今回の調査結果に関しましては、各自治体や住民の方へ報告すると同時に、住民の方の健康管理の基礎資料としようと考えております。また、長期間続くかもしれない放射線被ばくの影響から住民の方の健康被害を防止する為にも、今後長期的に健康状態を追跡していくことも視野に入れております。

低濃度放射性物質曝露の健康影響に関しては、様々な議論がある所です。当該調査結果が少しでも被災者の方々の健康管理に役立てられることを期待しておりますし、県民健康管理調査を補足・補強するような知見を提供できればと考えております。

100 μ Sv/時を超える高濃度汚染された双葉町山田地区

《報告》

トヨタ財団社会コミュニケーションプログラムによる シンポジウム開催

熊本学園大学社会福祉学部 中地重晴
(水俣学研究センター研究員)

はじめに

本年3月1日、2日とバンコクのチュラロンコン大学で、「タイ東部工業地域Map Ta Phut工業団地の健全な未来のためのリスクコミュニケーションと問題解決の可能性」というシンポジウムとワークショップを開催した。

このシンポジウムは2012年度トヨタ財団社会コミュニケーションプログラムによる助成を受けて開催したが、きっかけは2009年度アジア隣人プログラムの助成を受けて実施した調査研究の成果を発表する場と位置づけて、成果発表会の開催をトヨタ財団からの勧めがあり、実施することになった。

今回のシンポジウムの目的

タイ東部、ラヨン県にあるMap Ta Phut工業団地は、主に石油精製コンビナートを中心に、プラスチック製品製造、鉄鋼業、金属加工などからなるタイでも最大規模の工業団地である。過去には発がん性のある揮発性有機化合物等による大気汚染が問題になった。また、工業団地からの排水、水質汚染についての調査は、ほとんど行われておらず、周辺住民には井戸水の飲用による健康不安が存在する。毎年のように工場では爆発事故や災害が頻発している。周辺住民は工業団地の造成に伴い移住させられた者や、工場で働くために東北タイ等の地域から流入してきた者など、地域を構成する住民も利害が一致しているわけでもない。そうした状況の中で、環境汚染をなくしていくことが可能か、水俣病の失敗の教訓や我々の経験を伝えることと現状を我々なりに把握することから調査を始めた。

タイの環境NGOのEARTHと共同で、我々は2010年から3年間にわたり、住民参加型の水質調査を実施するとともに、地域住民が工業団地と共存していく地域づくりのために必要なことを検討するために、社会的な調査を実施してきた。2012年3月には、住民と工業団地関係者とのリスクコミュニケーションを実践するワークショップをタイ人のみで開催することができ、一定の成果をあげられた。

この経験をタイや近隣諸国のNGOに伝えるためのシンポジウムを開催するよう、トヨタ財団からの勧めもあり、開催することにした。

シンポジウムの内容

3月1日のシンポジウムは、EARTHと我々の取組みの経験を近隣諸国に伝えるということが目的だった

ので、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、中国から環境NGOを招待した。タイ国内からもマプタプット工業団地周辺の住民十数名をはじめ、各地から主に工業団地や鉱山などの環境汚染や開発問題に取り組んでいる住民が参加し、全体で200人を超える参加者があった。熱気の伝わるシンポジウムとなった。

参加者の多さは、いかに、タイ国内の政治課題としてマプタプット工業団地の公害、環境汚染問題に、市民の関心が高いかを示している。



熱心に討議するシンポジウム参加者

日本からは水俣学研究センターから、3つのテーマで報告した。花田昌宣水俣学研究センター長が、「日本における公害、水俣病の教訓：

被害発生防止のための条件と課題」、中地重晴が、「タイ東部臨海工業団地と住民とのリスクコミュニケーションのあり方」、宮北隆志現地研究センター長が、「職場／地域のエンパワメントと社会的合意の形成：マプタプット問題への5年間の関わりから」と今までの調査した内容を報告した。また、山下善寛氏(元新日窒労働組合委員長)が水俣病患者として、経験を話された。

近隣諸国のNGOとの交流、ネットワーク化

シンポジウムの翌日は、主催者として開催準備に関わったEARTHやEnlaw、タイ国家健康委員会などのタイ側の中心メンバーと招待した海外のNGOとの交流、今後のネットワーク化について議論するワークショップを開催した。

カンボジアやミャンマーのNGOからは、タイや中国資本による大規模な工業団地開発計画について、何らかの反対運動を起こさないと、自然破壊や農業用地の破壊、住民の追出しが始まるとの厳しい報告があった。マプタプット周辺のように、住民とNGOが共同して反対の声をあげていけるように、協力要請の発言があった。

水俣病の失敗の教訓や経験を伝えるという我々の立場の重要性を認識するとともに、東南アジアの開発をどうコントロールすればよいか、大きな課題があるなと感じて、帰ってきた。

《報告》

第8回水俣病事件研究交流会報告

熊本学園大学社会福祉学部 藤本 延 啓
(水俣学研究センター研究員)

1月第2週の週末、今年も「水俣病事件研究交流会」が開催された。盛りだくさんなこの集会に対する個人的な印象について、ポイントをあえて集約すると、今回は「福島と水俣」「(比較的)若い世代」「追悼」の3点になるように思う。

これらのキーワードに沿っていくつか報告を紹介していくならば、まずは、NHK熊本放送局の東島大氏による報告「水俣と福島—『棄民』とは何か」である。東島氏が福島市で行った講演でのエピソードを起点に、福島が置かれている社会状況について「情報操作」を軸に読み解いていく。全体社会から見放されることについて「棄民」という言葉を使いながら、「福島を第二の水俣にしない」ために不断の情報発信が重要であるとする主張は、マスコミに籍を置く東島氏の自省も相まって、非常に説得力のあるものだった。

次に、立命館大学衣笠総合研究機構の森下直紀氏による報告「水俣病事件の障害学：『住民手帳』という実践モデルについて」は、水俣病における差別について、その問題を乗り越えるヒントが地域に内在しているという指摘から始まる。水俣学研究センター長の花田が提案する「住民手帳」というツールを通して、水俣病被害者を「社会内存在として再発見」し、水俣地域社

会の再構築へつなげていくことを提案するという、すぐれて社会科学的な視点が新鮮だった。

しかし、とりわけ強い印象を受けたのは、宮澤信雄氏の追悼企画における宮澤道雄氏(信雄氏のご長男)の言葉だった。「遺品のパソコンから見つかった、自らの日記から水俣病関連の記述を打ち直したファイルは、脳卒中を発症した日の午後の日付だった」「父は家族に対する責任は120%果たしてくれた。多忙な中でも日曜にはよくドライブに連れて行ってくれた」というエピソードから、仕事に対する激しい情熱と父としての愛を合わせ持つ宮澤信雄氏の姿が浮かび上がり、あらためて氏に対する尊敬の念を深くした次第である。

今回の「福島と水俣」「若い世代」「追悼」、さらに新潟から多くのご参加をいただいたこと、地元水俣からの報告なども合わせ、水俣病事件研究交流会が生み出していく「つながり」の深さと広さ、そしてそれが世代をこえて受け継がれつつあることを実感した。世代・地域・立場・専門…あらゆる壁を乗り越えて語り、引き継いでいくことを可能にしているという意味で、「水俣病事件研究交流会」は極めて「水俣学」的であるといえるだろう。続けていくことに大きな意義があることを再認識した今回の集会だった。

平成25年度 科学研究費補助金採択結果

水俣学研究センターで本年度採択された科学研究費補助金は以下の2件と継続が4件である。

〈新規採択〉

●基盤研究(B)(海外学術調査)

代表者：宮北隆志

研究課題名「タイ東部臨海地域における工業化・地域社会の変容と健康の社会的決定要因に関する研究」

補助事業期間：平成25～27年

補助金額：1,495万円

●基盤研究(C)

代表者：藤本延啓

研究課題名「不法投棄に関する社会史研究—豊島地域社会に対するミクロ・マクロ的視角から」

補助事業期間：平成25～28年

補助金額：317万2千円

〈継続〉

●挑戦的萌芽研究

代表者：花田昌宣

研究課題名「障害者就労のパラダイム：障害概念の革新とソーシャルエコノミー」

補助事業期間：平成24～25年度

補助金額：182万円

●若手研究(B)

代表者：井上ゆかり

研究課題名「水俣病における社会的食物連鎖の要に位置する漁業と漁民被害の構造」

補助事業期間：平成24～26年度

補助金額：338万円

●基盤研究(B)

代表者：丸山定巳

研究課題名「水俣病発生確認50年後における被害と救済策がもたらす社会的影響の総合的調査」

補助事業期間：平成23～25年

補助金額：1,290万円(直接経費のみ)

●基盤研究(C)

代表者：田尻雅美

研究課題名「重度化する水俣病患者における家族介護の困難とケアの社会化の諸条件に関する研究」

補助事業期間：平成23～25年

補助金額：416万円

《報告》

宮澤信雄さん、松本勉さんの資料の受贈

2012年10月11日に亡くなられた宮澤信雄さんのご遺族より、宮澤さんが収集し手元におかれていた資料類の提供の申し出があり、本センターでは喜んでお引き受けすることといたしました。宮澤さんの資料は膨大にあり、ご子息によって、順次整理がされた分から送付いただくという段取りとし、現時点で段ボール箱にして10数箱届いております。これでもまだ一部で総体としてどれだけになるか現時点では判断がつかえません。生前の几帳面な宮澤さんのお仕事の様子を彷彿とさせる資料群であり、水俣病事件史にとってもきわめて貴重なものです。

また、2010年1月19日に亡くなられた水俣病市民会議事務局長であった松本勉さんの資料については、長女の由起子様から寄贈の申し出があり、3月ご自宅に保管されていた資料を受け入れました。こちらの方は、みかんの運搬に使うコンテナボックスで60ケースと段ボール箱に10ケースあります。松本さんの資料はまだ別棟の倉庫にも保管されており、そちらの方は次回

いただくことといたしました。水俣病関連の膨大な資料や録音記録に加えて、新幹線公害等松本さんが取り組んでおられた資料書籍が含まれています。

これらの資料は在野の研究者の手によるもので、水俣病の初期から最近までの貴重な資料が数多く含まれています。いずれも膨大な量に上り全体像が明らかになるまでにいまま少し時間がかかりそうですが、順次受け入れ登録をしたうえで、整理し、ご本人のご遺志に従って、広く活用できるよう進めて参ります。

なお、本学7号館の資料室及び作業室が手狭になって参りましたので、このたび新たに書架を追加設置し、資料の保管と整理の環境を充実いたしました。(花田)



2007年1月12日 水俣夕見の家にて
宮澤さん(奥中央)と松本さん(手前右から2人目)たち

《報告》

シンポジウム 「胎児性水俣病が問いかける—公式認定50年後の今日から」

水俣学研究センター助手 田尻雅美

2013年2月23日熊本学園大学 橋記念ホールで、約100人の方々、また、24日水俣市公民館で約70人の方々にご参加いただき、標記のシンポジウムを開催いたしました。

このシンポジウムは、胎児性水俣病が公式に認定されてから50年を迎える2012年に開催予定で故原田正純先生が生前に企画したのですが、2012年6月逝去されたため2013年2月に延期し開催したものです。

基調講演で花田センター長は、胎児性水俣病の問題は、今も多く残されており、さらには水俣病問題が終わっていないという現実について話されました。

シンポジウムでは、新潟水俣病に早くから取り組まれている斎藤医師、新潟でただ一人しか認定されていない胎児性患者、熊本から、胎児性水俣病患者が多く通学した湯之見分校の記録を詳細に研究している宮部氏、水俣から当事者である坂本フジエ氏、坂本しのぶ氏、1960年代から水俣病問題に取り組んでいる伊東氏、胎児性水俣病の研究を続けている田尻が、それぞれの

立場から話をし、胎児性水俣病の現在と課題について討論することができました。また、新潟から萩野氏、小林氏と新潟胎児性患者の手術を行った渡辺医師も参加してくださり、貴重な話を聞くことができました。



24日は、熊本市内で自立生活を送っている障害者の映画「もっこす元気な愛」を上映後、映画の主人公である倉田氏が自立生活や障害者問題について講演をし、内閣府障害者制度改革推進会議担当室長の東氏より、障害を持って生きることについて制度を踏まえ講演を頂きました。東氏からは、シンポジウム終了後、制度改革についての勉強会を開催して頂きました。

今回は、胎児性患者自身から、現在の暮らしと希望について具体的な話を聞き、関係者らと研究者を含めた活発な議論ができた貴重なシンポジウムとなりました。ご協力くださった皆様に感謝いたします。

水俣学研究センター今後の予定

『さいれん』復刻版刊行記念シンポジウム

「水俣に生きた労働者の軌跡」

日時：6月28日(金) 13:00~16:00 (12:00開場)

場所：くまもと森都心プラザ5階ホール

住所 熊本市西区春日1-14-1

TEL 096-355-7400

主催：熊本学園大学水俣学研究センター・くまもと森都心プラザ図書館

後援：柏書房・紀伊国屋書店・法政大学大原社会問題研究所
参加費：無料

第30回天草環境会議

日時：7月13日(土)~14日(日)

場所：苓北町コミュニティセンター

住所 熊本県天草郡苓北町志岐1220-2

TEL 0969-35-2112

主催：天草環境会議実行委員会「はえん風」

共催：熊本学園大学水俣学研究センター

参加費：1,000円

問合せ先：熊本学園大学水俣学研究センター

TEL 096-364-8913 FAX 096-364-5320

詳細は当センターHP <http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/index.html> をご覧ください。

水俣学研究センター日録

1月

- 7日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第32回課題検討会：宮北・藤本(水俣)
- 8日 海外事情研究所研究会ムウ氏報告：花田・宮北・中地・丸山・藤本・田尻・井上(大学)
- 11日 水俣学講義13回：下田守氏(下関市立大学)
- 12~13日 第8回水俣病事件研究交流集会(水俣)
- 14・21・27日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・田尻・井上(水俣)(大学)
- 22日 健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
- 24日 水俣学講義14回：西伸子氏(福島大学)
水俣病被害市民の会勉強会：花田・田尻・三谷・西崎(水俣)
- 25日 水俣学講義15回：花田昌宣
- 29日~2月1日 新潟水俣病調査：田尻(新潟)

2月

- 2日 宮澤さんを偲ぶ会：花田・丸山・井上(熊本)
- 3日 福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト報告シンポジウム：花田(福島)
- 7日 環境モデル都市フェスタ実行委員会：藤本(水俣)
- 9日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・田尻・井上(水俣)
- 12日 健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
- 19日 ゼロ・ウェイスト円卓会議：宮北・藤本(水俣)
- 21日 第23回チッソ労働運動史研究会：花田・井上(水俣)
- 23~24日 シンポジウム「胎児性水俣病が問いかける—公式認定50年後の今日から」(熊本・水俣)

- 25~26日 新潟胎児性患者と水俣現地訪問・水俣での交流など：井上・田尻・牧口
- 26日~3月6日 MTP調査と国際会議：花田・宮北・丸山・中地・山下(タイ)

3月

- 2・3・9・10・31日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：井上・牧口・阿南・谷・伊東・田尻・平郡・山下・花田(熊本・水俣)
- 12日 健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
環境モデル都市フェスタ実行委員会：宮北・藤本(水俣)
- 14~16日 溝口訴訟・F訴訟最高裁口頭弁論・報告集会：花田・井上・田尻・牧口(東京)
- 14日 双葉町調査：中地(双葉町)
- 16日 社会的事業所に関するシンポジウム：花田(新潟)
- 17~19日 減災プロジェクト調査：花田(南相馬・福島)
- 18日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第33回課題検討会：宮北・藤本(水俣)
- 20日 水俣病第一次訴訟判決40周年記念講演会：花田・丸山・井上・田尻・牧口(水俣)
- 24日 環境モデル都市フェスタ：藤本(水俣)
- 25~28日 福島・南相馬調査：宮北
- 30日 足立先生追悼集会：花田・宮北・中地(京都)

編集後記

日本は三権分立の国である。しかし、本当にそうなのだろうか。これまで、そしてこれからの水俣病事件が証明するのだろう。(M・T)

水俣学通信

第32号 2013.5.1

編集/熊本学園大学水俣学研究センター 発行人/花田 昌宣
連絡先/〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel: 096-364-8913(ダイヤルイン) Fax: 096-364-5320
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/> E-mail: minamata@kumagaku.ac.jp
印刷/ホープ印刷株式会社